

前橋市高齢者支援見守り配食事業

要綱改正のお知らせ

～6 か月間利用がない方は利用決定が終了となります～

本市では、配食サービスの適正な運用と利用状況の把握のため、要綱の一部改正を行いました。従来より、**6 か月以上にわたって配食を利用しない場合には終了届を提出すること**となっておりましたが、今回の改正により、**6 か月間利用がなかった場合は自動的に終了**となります。

ただし、利用者の状況を正確に把握するため、**可能な限りこれまでどおり終了届の提出にご協力ください。**

改正のポイント

- 利用決定期間中であっても、利用がない月が6 か月続く場合は利用決定が自動終了となります。
- 当面の間、終了時には市から申請者（ケアマネジャー等）へ連絡を入れます。
- 再利用を希望する場合は、新規申請が必要です。

改正理由

- 利用実態と決定期間が一致しないケースが増えている
- 必要な方へサービスを確実に届けるため
- 利用状況の把握とケアマネとの連携強化のため

皆様へのお願い

- 利用者・ご家族へ「6 か月間未利用で終了」のルールを事前に説明してください。
- 入院・入所・家族支援など、6 か月以上利用が途切れる場合は、終了届をご提出ください。
- 自動終了となる場合でも、可能な限り終了届のご提出にご協力ください。
- 終了後の再利用は新規申請となりますので、必要に応じて利用申請をお願いいたします。

Q. 6 か月のカウントはいつから？

令和8年4月以降の利用状況から、最終利用月の翌月より起算します。利用がない期間に継続や変更の申請を行った場合は、新たな申請の開始日より起算します。

Q. 月1回だけの利用でも継続扱いになりますか？

はい。1回でも利用があればその月は利用月になります。

Q. 終了後すぐに再開したい場合は？

新規申請が必要です。令和4年度改正より移行期間中の利用者で日中独居やサービス利用日に
も決定が出ていた利用者については、1度終了になるため、新たなルールでの審査になります。

お問い合わせ

（担当課名）長寿包括ケア課 （電話番号）027-898-6133 （受付時間）9:00～17:00